

12 地区計画等

都市計画区域名	番号	地区名	市町村	計画決定 高基 年月日	面積(ha)		用途地域						地区計画のねらい	地区計画の動因	再開発促進区			2号施設			
					地区計画	地区 整備計画	従前	容積率	建ぺい率	従後	容積率	建ぺい率			面積(na)	土地利用に関する基本方針	誘導する建築物の内容	道路幅員(m)	公園・広場		
																			公園	緑地	その他の公共空地
下田	1	武力浜地区	下田市	H13.9.14 H30.2.27	3.7	3.7	工業	200	60	工業	200	60	ウォーターフロント空間を創造し、地域活性化に寄与する賑わいのある拠点としての複合市街地の形成を目指す				12				
	2	笹原地区	河津町	H7.3.31	11.2	11.2	1専	80	50	1低 1中高 1住	100 150 200	50 50 60	土地区画整理地区の良好な居住環境の形成	土地区画整理事業(組合)							
熱海	3	桜木町地区	熱海市	H1.9.28 H5.6.25 H8.4.8	3.5	3.5	住居	300	60	1住	200	60	郊外の住宅地として緑豊かな秩序ある良好な居住環境の維持を図る	用途地域指定							
	4	東海岸町医療福祉集積地区	熱海市	H19.4.16	2.9	2.9	2住	200	60	2住	200	60	医療・福祉施設に限定した土地利用を図り、既存の緑地や眺望景観を保全する								
田方域	5	東駿河湾環状線沿道地区	函南町	H25.12.9	31.8	31.8	住居	200	60	近商	200	80	沿道における魅力ある商業地形成を誘導し、背後地の住環境の保護	用途地域の見直し							
	6	伊豆長岡医療拠点地区	伊豆の国市	H28.3.31	2.8	2.8	2住 2住	200 200	60 60	商業 2住	400 300	80 60	医療拠点地区として高度な医療施設の集積化を図り、周辺地区の良好な環境を保全する。	用途地域の見直し							
御殿場小広域	7	二の岡地区	御殿場市	S58.11.14 H7.7.17	12.5	12.5	1専 住居	60 200	40 60	1低 2住	80 200	50 60	土地区画整理地区の郊外住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成	土地区画整理事業(組合)							
	8	東田中鮎沢地区	御殿場市	H3.12.24 H5.6.25 H7.7.17	32.9	32.9	1専 2専 住居	60 200 200	40 60 60	1低 2中高 2住	80 200 200	50 60 60	土地区画整理地区の良好な居住環境の形成	土地区画整理事業(組合)							
	9	神場南地区	御殿場市	H9.11.14 H11.3.10 H30.1.23	33.4	33.4	工専	200	60	工専 工業	200 200	60 60	地区周辺との調和を考えた緑豊かで良好な環境の工業団地の形成	土地区画整理事業(組合)							
	10	東部幹線沿線地区	御殿場市	H19.6.1	3.0	3.0	1低 1中	80 150	40 60	1住	200	60	良好な住宅環境の保全、幹線沿道としての土地利用の促進	都市計画道路の開通							
	11	御殿場駅東地区	御殿場市	H26.3.31	3.2	3.2	1中 2中 1住	150 150 200	60 60 60	2住	200	60	良好な住宅環境の保全、沿道商業地の適切な土地利用の誘導を行うことによる良好な景観及び沿道市街地の形成	都市計画道路の開通							
	12	富士御殿場地区	御殿場市	H28.3.25	33.2	33.2	市街化調整区域	200	60	工専	200	60	環境に配慮した適切な建築物等の規制・誘導の積極的な推進による地区周辺との調和を考えた緑豊かで良好な環境の工業団地及び富士山への眺望を阻害しない沿道景観の形成	用途地域指定							
東駿河湾広域	13	芙蓉台地区	三島市	S58.2.28	36.4	36.4	1専	60	40	1低	80	50	民間宅地開発による良好な居住環境の保全	宅地開発事業(民間)							
	14	初音台地区	三島市	S62.10.1	16.5	16.5	1専 住居	80 200	50 60	1低 2住	80 200	50 60	土地区画整理地区の良好な居住環境の保全	土地区画整理事業(組合)							
	15	加茂地区	三島市	S63.7.1	40.4	40.4	1専	60	40	1低	80	50	土地区画整理地区の良好な居住環境の形成	土地区画整理事業(組合)							
	16	東本町幸原線沿道南地区	三島市	H8.2.6	6	6	住居	200	60	近商	200	80	周辺住宅地との調和を図り、魅力ある商業地の形成	用途地域の変更							
	17	三島駅南口周辺地区	三島市	H8.2.6 H29.6.30	8.1	0.34	近商 商業	200 400	80 80	近商 商業	200 400	80 80	中心商業・業務地の良好な都市機能と市街地環境の形成	駅前再整備							
	18	萩南地区	三島市	H9.5.2	8.9	8.9	市街化調整区域			1低 1中高 2住	80 150 200	50 60 60	住宅地の良好な環境の保護及び計画的な公共施設の整備・誘導による良好な街区の形成	市街化区域編入							
	19	若松町桐木地区	三島市	H15.2.25	1.9	1.9	1低層	80	40	1低層	80	50	良好な居住環境の維持増進を図る	宅地開発事業(民間)							
	20	三島駅北口周辺地区	三島市	H18.1.31 H20.10.1 H30.1.25	5.7	5.7	1中高 近商	200 200	60 80	2住 商業	200 400	60 80	土地利用の増進及び土地の高度利用	用途地域の変更							
	21	東大場地区	三島市	H22.3.19	32.2	32.2	市街化調整区域			市街化調整区域				良好な居住環境を保全する	住民発意						

*注1 H：最高限度/L：最低限度
 *注2 ●：建築条例に定められた項目/○：地区整備計画のみ
 *注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載

道路(本)	地区種別			用途・地区 細分数	容積率		建ぺい率	建築物等 *注1・*注2			高さ		形態	垣根	土地利用 その他	建築条例 施行(施行予定) 年月日	建築協定 から移行し たもの	法第12条 の第1項 地区	一本化した 窓口の 有無	届出・新 告制度の 運用基準 の有無	地区計画 実施促進 措置	備考 *注3		
	公園	公園・広場	緑地 その他の 公共空地		H(%)	L(%)		敷地面積	建築面積	壁面位置	H(m)	L(m)												
								L(m ²)	L(m ²)	(m)														
1		1		● 1	● 350			● 3,000		● 3.0 4.0 4.0 11.0	● 120		○ 形態	○		H13.12.17						(再)		
								○ 165		○ 1.0	○ 軒7 15		○ 色彩 屋根	○				1号						
3	1			○ 2				○ 230		○ 1.0 2.0 3.0			○	○								1号		
		2	2							● 11.0 5.0	● 31.0		○ 色彩 附帯設備 広告	○	緑化 樹林地 保全	H19.4.16							1号	
6	2			● 3				● 165		● 0.5 1.0 2.0	● 20 北側斜線 15		○ 色彩 屋根 広告	●		H26.4.1							1号	
	1		2	● 2						● 1.0			● 広告			H29.4.1							1号	
4				● 3				● 185		● 1.5 1.0	● 9		○ 色彩	●		S59.4.1							1号	生垣 補助 制度
				● 5				● 200		● 1.5 1.0	● 10 15 20		○ 広告 色彩 ● 屋根	● 1.2		H4.4.1							1号	生垣 補助 制度
		5		● 3				● 200		● 1.5 2.0 3.0 5.0	● 15 北側斜線 制限		○ 色彩	● 1.8		H12.6.20							1号	生垣 補助 制度
				● 2				● 180		● 1.0	● 12 20			●		H19.6.19							1号	生垣 補助 制度
				● 1				● 165		● 1.0	● 20		○ 色彩 広告	●		H26.4.1							1号	生垣 補助 制度
		1	1	● 1						● 2.0 3.0 4.0 5.0 10.0	● 30		○ 色彩 附帯設備 照明設備 広告等	● 1.0		H28.4.1							1号	生垣 補助 制度
8	6			● 2				● 200		● 2.0 1.5	● 軒7		○ 広告	○		S58.4.1	○					1号	生垣 補助 制度	
6				● 1				● 165		● 2.0 1.0	● 軒7 10		○ 広告	○		S63.4.1	○					1号	生垣 補助 制度	
				● 3				● 165		● 2.0 1.0	● 軒7 10		○ 広告	○		S64.1.1						1号	生垣 補助 制度	
				○ 1					○ 60			○ 道路斜線 制限 隣地斜線 制限										1号		
				● 1				● 3300														1号		
5				○ 3				○ 165		○ 1.0 2.0	○ 12		○ 広告	○								1号	生垣 補助 制度	
7	1			○ 1						○ 1.5 1.0	○ 軒高7			○ 0.6								1号	○ 生垣 補助 制度	
				● 2	● 300			● 50	● 165	● 2.0 1.0	● 15	● 10	○ 色彩 広告	○		H18.9.29 H20.12.1 H30.4.1						1号		
				● 2	● 80			● 50	● 165	● 1.5 1.0	● 10 軒高7		○ 色彩 広告	○		H22.10.1	○		2号ハ				1号	生垣 補助 制度

*注1 H: 最高限度/L: 最低限度
 *注2 ●: 建築条例に定められた項目/○: 地区整備計画のみ
 *注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載

都市計画 区域名	番号	地区名	市町村	計画決定 変更 年月日	面積(ha)		用途地域						地区計画のねらい	地区計画の動因	再開発等促進区			2号施設				
					地区計画	地区 整備計画	従前	容積率	建ぺい率	従後	容積率	建ぺい率			面積(ha)	土地利用に関する 基本方針	誘導する建築物 の内容	道路幅員 (m)	公園・広場	その他の 公共施設		
東駿河湾 広域	22	国道1号沿線地区	三島市	H27.5.28	6.1	6.1	市街化調整区域					市街化調整区域			建築物の用途・形態等の無秩序化を防止し、良好な沿道環境を備えた街区を形成する							
	23	錦が丘地区	三島市	H27.8.13	13.4	13.4	市街化調整区域					市街化調整区域			良好な居住環境を保全する	宅地開発事業(民間)						
	24	三ツ谷工業団地地区	三島市	H28.3.25	21.1	21.1	市街化調整区域					工業	200	60	公共施設・防災施設の整備された良好な工業系市街地の形成を図る	土地区画整理事業						
	25	北沢地区	三島市	H28.11.25	4.6	4.6	市街化調整区域					市街化調整区域			周辺の自然環境と調和した一団の街区を形成するため	宅地開発事業(民間)						
	26	市山新田優良田園住宅地区	三島市	H29.9.15	0.5	0.5	市街化調整区域					市街化調整区域			優良田園住宅制度に基づく自然と調和した低密度でゆとりある良好な居住環境の維持・保全を図るため	宅地開発事業(民間)						
	27	大場赤王優良田園住宅地区	三島市	H29.9.15	0.9	0.9	市街化調整区域					市街化調整区域			優良田園住宅制度に基づく自然と調和した低密度でゆとりある良好な居住環境の維持・保全を図るため	宅地開発事業(民間)						
	28	黄瀬川沼津インター線	沼津市	H11.9.30 H16.12.24 H28.6.23	35.0	35.0	2住 準住	200 200	60 60	近商	200	80			黄瀬川沼津インター線沿道に地区特性を活かした沿道商業地を形成するとともに背後環境を配慮	用途地域の変更						
	29	岡宮北地区	沼津市	H14.3.14	45.1	45.1	1低層 2中高 1住 準住	60 150 200 200	40 60 60 60	1低層 1中高 2中高 1住 準住	100 150 150 200 200	50 60 60 60 60			周囲の環境と調和した沿道利用機能を誘導し、良好な都市づくりを行なう	土地区画整理事業(市)						
	30	沼津駅北第一地区(駅前広場西地区)	沼津市	H18.6.29 H20.10.20	12.4	12.4	2住 近商 商業	200 200 400	60 80 80	2住 近商 商業	200 300 80	60 80 80			土地の共同化を誘導し、高度な土地利用を図る	土地区画整理事業(機構)						
	31	町方町・大門町・通横町地区	沼津市	H27.4.6 H28.6.23	2.1	1.8	商業	500	80	商業	500	80			土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能として商業・住宅機能等の向上を図る	市街地再開発(組合)						
	32	東権路地区計画	沼津市	H29.3.31	30.3	30.3	市街化調整区域				準工	200	60		交通人口の受け皿として広域的商業機能を導入し、商業、医療、福祉、物流の複合拠点を形成するとともに、隣接する地区にも配慮した環境を形成	市街化区域編入						
	33	南一色地区	長泉町	S63.2.19	2	2	市街化調整区域				1低	80	50		良好な居住環境の保全	市街化区域編入						
	34	国道246号沿道下長窪・南一色地区	長泉町	H8.2.6	28.9	28.9	1専 住居	80 200	50 60	近商	200	80			周辺住宅地との調和を図り、魅力ある商業地の形成	用途地域の変更						
	35	駿河平地区	長泉町	H18.3.31	81.4	81.4	市街化調整区域				市街化調整区域				閑静でゆとりある景観に優れた住み良い環境の保全文化観光の拠点を形成する。	住民発意						
	36	県立静岡がんセンター周辺地区	長泉町	H29.3.31	14.9	14.9	市街化調整区域				準工業	200	60		医療健康関連の事務所、地区内の利便施設として店舗や飲食店の誘導など適正な土地利用の推進	市街化区域編入						
	37	伏見・玉川国道1号北部地区	清水町	H8.2.6 H18.3.23 H30.1.22	19.0	19.0	工業	200	60	近商 工業	200 200	80 60			周辺住宅地との調和を図り、魅力ある商業地の形成	用途地域の変更 都市計画提案						
	裾野	38	千福が丘地区	裾野市	S59.7.4 H5.6.25 H7.4.1 H17.11.21	83.2	83.2	1専 2専 住居 近商	80 200 200 200	50 60 60 80	1低 1中高 2中高 2住 近商	80 80 150 150 200	50 50 50 80		宅地開発事業地区の健全な住宅市街地の形成、良好な居住環境の維持増進	宅地開発事業(民間)						
		39	南部地区	裾野市	H6.1.10	22.5	22.5	2専 住居	200	60	2低 1中高 住居	100 150 200	60 60 60		土地区画整理地区の住宅地区及び幹線沿道地区等に合理的な土地利用を誘導し、秩序ある良好な市街地の形成	土地区画整理事業(組合)						
40		裾野駅西地区	裾野市	H17.11.21 H28.8.5 H30.2.27	17.6	17.6	1住 2住 近商 近商 商業	200 200 200 300 400	60 60 80 80 80	1住 2住 近商 近商 商業	200 200 200 300 400	60 60 80 80 80		土地区画整理地区の商業地の活性化と良好な居住環境の形成	土地区画整理事業(市)							
岳南 広域	41	富士中部地区	富士市	S60.3.28 S63.7.10 H8.4.1 H16.4.1 H23.8.4	89.9	89.9	住居	200	60	2中高 1住 2住 近商	200 200 200 200	60 60 60 80		土地区画整理地区の良好な居住環境及び沿道商業の形成	土地区画整理事業(市)							
	42	富士市役所周辺地区	富士市	S63.7.10 H8.4.1	50.4	50.4	近商 商業	200 400	80 80	近商 商業	200 400	80 80		土地区画整理地区の商業・業務機能の強化と良好な都市景観の形成	土地区画整理事業(市)							
	43	広見商店街周辺地区	富士市	H7.12.1	2.1	2.1	1専	80	50	1中高 近商	150 200	50 80		良好な住環境の保全と、周辺住宅地と調和した魅力ある商業地の形成	用途地域の変更							

*注1 H：最高限度、L：最低限度
*注2 ●：建築条例に定められた項目、○：地区整備計画のみ
*注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載

地区施設				建築物等 *注1・注2										土地利用 その他	建築条例 施行(施行予定) 年月日	建築協定 から移行し たもの	法第12条 の第1項 地区	一本化し た窓口の 有無	届出・勧 告制度の 運用基準 の有無	地区計画 実施促進 措置	備考 *注3						
道路(本)	公園・広場 その他 の公共空地			用途 地区 種分数	容積率		建ぺい率	敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ		形意匠	埋蔵													
	公園	緑地			H(%)	L(%)					H(%)	L(m)								(m)	H(m)	L(m)					
6				● 1	● 200		● 60	● 800		● 2.0 6.0 1.5	● 12		○ 形態 色彩 広告				H28.1.1		2号口								
				● 3	● 100		● 50	● 165		● 1.5 1.0	● 10 道路斜線 制限 北側斜線 制限		○ 形態 色彩 広告	○			H28.1.1	○	2号ハ						生垣補 助制度		
7	4	5	2	○ 4				○ 9000 5000 1400 400		○ 20.0 5.0 2.0	○ 25		○ 形態 色彩 広告	○					1号								
18	2	13	1	● 3				● 180 150		● 2.0 1.5 1.0	● 10 軒高7 道路斜線 制限 北側斜線 制限		○ 形態 色彩 広告	○			H29.4.1		2号イ								
1	1	2	1	● 1	● 50		● 30	● 300		● 5.0 2.0	● 10 軒高7.5		○ 形態 色彩 広告	○			H30.1.1		2号イ						生垣補 助制度		
3	1	2	1	● 1	● 50		● 30	● 300		● 5.0 2.0	● 10 軒高7.5		○ 形態 色彩 広告	○			H30.1.1		2号イ						生垣補 助制度		
				● 2			● 60	● 150		● 2.0 1.0	● 15						H11.12.16 H16.12.24 H28.6.23		1号								
				● 4				● 200 165		● 1.0 0.8	● 15 10		○ 色彩 広告	○ 0.6			H14.6.20		1号								
				● 4	● 400 -600	○ 400		● 1000 120 100		● 2.0	○ 7	○ 形態 付帯設備 色彩 広告	○ 0.6				H18.9.29 H20.10.20		1号								
				● 1	● 500	○ 170	● 80	● 250	○ 200	● 2.0 0.5	● 31		○ 色彩 広告				H28.6.23		1号								
8	3		1	● 5				● 1000		● 10.0 1.0	● 31		○ 色彩				H29.7.5		1号								
1								○ 250		○ 2.0 1.0	○ 10			○	樹林地 保全				1号								
				○ 2			○ 60			○ 1.0	○ 北側斜線								1号								
				○ 4	○ 80 60		○ 50 40			○ 1.0 3.0	○ 10 北側 斜線		○ 形態 意匠 色彩						2号 ハ								
3				○ 4				○ 1000 165		○ 1.0 0.5	○ 25 10		○ 形態 意匠 色彩 広告	○ 1.6					1号								
				● 4			● 60				● 隣地斜線 制限 12			●			H18.3.23		1号	○							
10		9		○ 8	○ 80 150		○ 50	○ 165 190 300 400		○ 2.5 1.0	○ 軒7 10 15		○ 屋根 色彩	○			S59.12.13 H17.12.6		1号						生垣補 助制度		
				○ 4	○ 80~100		○ 50~60	○ 165		○ 0.8 1.0 1.5	○ 10 15 軒7		○ 色彩 屋根 看板 擁壁	○ 1.2			H16.9.20		1号						生垣補 助制度		
				○ 4				○ 100		○ 0.8 1.0	○ 12		○ 色彩 広告 地盤高	○ 1.2			H18.3.1		1号						生垣補 助制度		
				● 5				● 200		● 1.0	● 15 北側斜線		○ 形状 色彩 広告 地盤高	○			S60.4.1 S63.7.10 H8.4.1 H23.10.7		1号						生垣補 助制度		
				● 4				● 200		● 1.0			○ 色彩 広告				S63.7.10 H8.4.1		1号								
				● 1						○ 1.0 2.0	● 道路斜線 隣地斜線		○ 形状 色彩				H8.1.1 H15.3.26		1号								

*注1 H: 最高限度/L: 最低限度
*注2 ●: 建築条例に定められた項目/○: 地区整備計画のみ
*注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載

都市計画 区域名	番号	地区名	市町村	計画決定 ・変更 年月日	面積(ha)		用途地域						地区計画のわらい	地区計画の動因	再開発等促進区						
					地区計画	地区 整備計画	従前	容積率		建ぺい率		容積率			建ぺい率	再開発等促進区 面積(ha)	土地利用に関する 基本方針	誘導する建築物 の内容	道路幅員 (m)	2号施設	
								1専 1専	50 60	30 40	1中高									100	50
岳南 広域	44	三ツ倉・桜ヶ丘 地区	富士市	H7.12.1	11.7	11.7	1専 1専	50 60	30 40	1中高	100	50	適正な土地利用の 誘導と良好な沿道 環境の形成	用途地域の 変更							
	45	新富士駅南 地区	富士市	H14.4.1	29.2	29.2	1住 準住 商業	200 200 400	60 60 80	1住 準住 商業	200 200 400	60 60 80	まちの玄関口にふさ わしい定住と地域交 流の都市拠点の形 成	土地区画整理 事業(市)							
	46	富士見台住宅 団地	富士市	H19.4.1 H24.10.22	75.4	75.4	1低 1中高 近商	80 150 200	50 50 80	1低 1中高 近商	100 150 200	50 50 80	基盤整備済みの良 好な住環境の維持・ 向上	用途地域の 変更 住民発意							
	47	国久保周辺 地区	富士市	H20.7.1	2.5	2.5	1住 準住	200 200	60 60	近商	200	80	周辺住宅地と調和 し、利便性が高く、賑 わいのある商業・業務 地の形成	用途地域の 変更							
	48	第二東名IC 周辺地区	富士市	H23.1.6 H25.11.28	44.6	44.6	工専	200	60	準工	200	60	広域交通便利性を 最大限に活かした 流通業務拠点の形 成と良好な市街地 環境の創出・維持	土地区画整理 事業(市)							
	49	青葉台小学校 南地区	富士市	H24.2.8 H26.3.31	37.7	37.7	1低	60	40	1低 1中高	60 150	40 50	緑豊かでゆとりある 良好な住環境を有 する住宅地の形成	用途地域の 見直し							
	50	岩松北小学校 周辺地区	富士市	H30.1.12	54.6	54.6	1低 1中高 1住 工業	60 100 200 200	40 50 60 60	1低 1中高 1住 工業	60 100 200 200	40 50 60 60	良好な住宅地及び 住宅地に配慮した 沿道工業地の形成	住民発意							
	51	外神東地区	富士宮市	S58.3.5 H5.6.25 H7.12.1	56.4	56.4	1低 住居 準工	50 200 200	30 60 60	1低 1住 2住 準工	80 200 200 200	50 60 60 60	土地区画整理地区 の良好な居住環境 を形成	土地区画整理 事業(組合)							
	52	神田地区	富士宮市	H8.1.10	2.4	2.4	商業	400	80	商業	400	80	近代的門前町として 優れた都市景観の 形成、商業業務の 強化	街路事業							
	53	中央駅前地区	富士宮市	H9.9.25	2.5	2.5	商業	400	80	商業	400	80	門前町としての魅力 ある都市景観の形 成と商業業務の強 化	街路事業							
	54	前田北地区	富士宮市	H12.11.7	2.5	2.5	1中高 1住 準工	200 200 200	60 60 60	1中高 1住 準工	200 200 200	60 60 60	ゆとりと潤いのある 良好な住環境の形 成	土地区画整理 事業(農住組 合)							
	55	中島町地区	富士宮市	H20.4.1	1.14	1.14	2中高	150	60	2中高	150	60	土地区画整理地区 の安全で良好な住 環境の形成	土地区画整理 事業(組合)							
	56	浅間町地区	富士宮市	H20.10.30	9	9	工業	200	60	工業	200	60	都市的サービス機能 の増進と南北市街地 の回遊性向上による 中心市街地全体の活 性化	民間開発行為	9	店舗、飲食店、展示 場、遊技場、映画館 の増進に供する部 分の床面積の合計 が1万平方メートル を超えるもの	1				
	静岡	57	由比駅周辺 地区	静岡市	H17.8.1 H18.2.10 H20.10.24	6.2	6.2	1住	200	80	1住	200	80	旧街道の面影を残 した居住環境の維 持及び保護を図る	用途地域指定						
58		船越地区北西部 地区	静岡市	S57.7.7	6.4	6.4	1専 住居	80 200	50 60	1低 2住	80 200	50 60	土地区画整理地区 の郊外住宅地にふ さわしい良好な居住 環境を形成	土地区画整理 事業(組合)							
59		興津・八木間 地区	静岡市	S60.3.30	8.8	8.8	2専 住居	200 200	60 60	2中高 2住	200 200	60 60	土地区画整理地区 の良好な居住環境 を形成	土地区画整理 事業(組合)							
60		飯田庵原地区	静岡市	H2.2.23 H8.2.9	22.9	22.9	市街化 調整区 域			1中高 工専 工業	150 200 200	60 60 60	工業地とこれに隣 接する地域の快適 な住環境の育成と 合理的な土地利用 を図る	宅地開発事業 (公社)							
61		東静岡地区	静岡市	H5.3.23 H8.2.9 H11.12.24	86.7	58.4	準工 工業	200 200	60 60	商業 商業 近商 準工	500 400 300 200	80 80 80 60	新都市拠点に相応 しい都市環境の形 成	土地区画整理 事業(新都市 拠点整備事 業)							
62		日の出地区	静岡市	H5.7.30	5.0	5.0	工業	200	60				港湾機能と都市的 土地利用が融合し た魅力的な複合市 街地の形成		港湾機能とのバ ランスを図り、住 居、商業、業務 等の機能を適切 に導入	都市型住宅、 商業、業務施 設、分化施 設、駐車場等					
63		丸子池田線 宝台院下島線 沿道地区	静岡市	H8.2.9	19.3	19.3	近商	200	80	近商	200	80	沿道商業地として魅 力ある商業地の形 成	街路事業							
64		下川原南地区	静岡市	H8.2.9 H15.3.10	20.7	9.2	1中高 準工 工業	150 200 200	60 60 60	1中高 準工 工業 1住 1住	150 200 200 150 300	60 60 60 60 60	土地区画整理地区 の良好な市街地 の形成	土地区画整理 事業(組合)							

*注1 H：最高限度、L：最低限度
*注2 ●：建築条例に定められた項目、○：地区整備計画のみ
*注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載

地区施設				建築物等 *注1・注2										土地利用 その他	建築条例 施行(施行予定) 年月日	建築協定 から移行し たもの	法第12条 の5第1項 地区	一本化し た窓口の 有無	届出・勧 告制度の 運用基準 の有無	地区計画 実施促進 措置	備考 *注3
道路(本)	公園	緑地	その他の 公共空地	容積率		建ぺい率	敷地面積	建築面積	設置位置	高さ		形態意匠	埋葺								
			用途・ 地区 種分数	H(%)	L(%)	H(%)	L(m)	L(m)	(m)	H(m)	L(m)		(m)								
									○ 1.5	● 10 北側斜線		○ 形状 色彩	○		H8.1.1		1号			生垣 補助 制度	
				● 5			● 135		○ 1.0	● 12 20 北側斜線		○ 形状 色彩 広告 地盤高	○		H14.4.1 H15.3.26		1号			生垣 補助 制度	
				● 1			● 165		○ 1.0	● 31		○ 色彩 広告	○		H19.4.1 H25.1.1		1号				
1				● 1											H20.7.1		1号				
				● 6			● 200		○ 1.0	● 12 31 北側斜線		○ 形状 色彩 広告 盛土	○		H23.4.1 H26.4.1		1号				
10							● 200		○ 1.0	● 15 北側斜線		○ 色彩 広告	○		H24.4.1 H26.8.1		1号				
				● 1						● 10		○ 色彩 広告	○		H30.4.1		1号				
4		8		● 4			● 230		● 1.5 2.0 5.0	● 10		○ 工作物	● 1.0		S58.7.12 H5.3.3 H6.3.1		1号			生垣 補助 制度	
				○ 1					○ 1.5 1F部分	○ 道路斜線 制限		○ 色彩 形態 広告	○				1号				
				○ 1					○ 1.5 1F部分	○ 道路斜線 制限		○ 色彩 意匠 屋根					1号				
				● 1			● 180		● 1.0 1.5	● 12			● 0.6		H13.1.1		1号			生垣 補助 制度	
				● 1			● 180		● 1.0	● 12		○ 色彩	● 0.6		H20.7.15		1号			生垣 補助 制度	
1			1	●			● 20000			● 38		○ 色彩 広告			H21.4.1		1号				
				● 1			● 70								H17.7.28		1号				
4	1						● 135		○ 1.0 4.0	● 9		○ 色彩	○ 1.2		S58.1.1 H5.10.6		1号		○	生垣 補助 制度	
				○ 2 (2)			○ 125		○ 0.8 1.5	○ 軒9 軒12		○ 色彩	○ 1.2				1号		○	生垣 補助 制度	
3	1	1		● 5 (5)			● 1000 400		● 1 2 4 5.10			○ 広告 色彩 擁壁高	○		H9.4.1		1号			生垣 補助 制度	
				○ 4 (4)	○ 400 500		○ 80	○ 100 300 1000	○ 1.0 2.0 3.0	○ 12	○ 9 6	○ 色彩 看板 意匠	○				1号				
1			3	● 1 (5)	● 600 400 200		● 70		● 4.0	● 60 30		○ 意匠	○		H5.10.16					(再)	
				○ 2 (2)			○ 135		○ 1.0	○ 6		○ 色彩 看板	○ 1.5				1号				
				○ 3 (4)			○ 135 10000		○ 1.0 4.0	○ 10 40	○ 6	○ 色彩 看板 意匠	○ 1.5				1号				

*注1 H:最高限度/L:最低限度
*注2 ●:建築条例に定められた項目/○:地区整備計画のみ
*注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載

都市計画 区域名	番号	地区名	市町村	計画決定 ・変更 年月日	面積(ha)		用途地域						地区計画のねらい	地区計画の助因	再開発等促進区						
					地区計画	地区 整備計画	従前	容積率	建ぺい率		容積率	建ぺい率			面積(ha)	土地利用に関する 基本方針	誘導する建築物 の内容	道路幅員 (m)	公園・広場		その他の 公共空地
									従後	従前									従後	公園	
静岡	65	草薙駅前地区	静岡市	H8.2.9	8.4	8.4	近商	200	80	近商	300	80	土地区画整理地区 の土地の高度利用 と商業環境の充実 を推進	土地区画整理 事業(県)							
	66	南幹線地区	静岡市	H8.2.9	30.9	30.9	近商 住居	200 200	80 80	近商 1住	200 200	80 60	沿道サービス型の 商業地としての適正 な誘導と利便性の 向上								
	67	清水駅東地区	静岡市	H8.2.9 H15.3.28	6.7	6.7	商業 工業	600 200	80 60	商業	500	80	土地区画整理地区 の健全な商業・業務 地の誘導、良好な 都市環境の形成	土地区画整理 事業(市)							
	68	蒲原中部地区	静岡市	H17.6.30 H18.2.10 H18.6.14	18.8	18.8	無指定			1住	200	80	居住環境の維持及 び保護を図る	用途地域指定							
	69	蒲原西部地区	静岡市	H17.6.30 H18.2.10 H18.6.14	37.1	37.1	無指定			1住	200	80	居住環境の維持及 び保護を図る	用途地域指定							
	70	大岩1丁目 地区	静岡市	H18.2.15 H26.12.1	8.9	8.9	1中高	200	60	1中高	200	60	良好な住環境の維持 及び保全を図り、ゆと りとうるおいのある緑 豊かな低層住宅地を 形成する	住民発意							
	71	清水駅西地区	静岡市	H18.6.28	7.0	7.0	工業 準工 商業	200 200 500	60 60 80	商業 近商	500 300	80 80	静岡市の東の玄関 口にふさわしい魅力 ある地区の形成	土地区画整理 事業(市)							
	72	清水三保羽衣 地区	静岡市	H20.5.27 H26.7.1	22.9	22.9	1低	60	40	2中高	200	60	良好な住環境の形 成及び維持	土地区画整理 事業(組合)							
	73	駿河台地区	静岡市	H21.12.11	12.1	12.1	1低	60	40	1低	60	40	良好な住環境の形 成及び維持	住民発意							
	74	西千代田町 地区	静岡市	H22.12.13	15.6	15.6	1中高 2中高	200	60	1中高 2中高	200	60	良好な住環境の形 成及び維持	住民発意							
	75	松富上組地区	静岡市	H22.12.28	1.4	1.4	調整	200	60	2住	200	60	良好な住環境の形 成及び維持	開発行為							
	76	柳町若松町 地区	静岡市	H23.6.22	1.8	1.8	工業	200	60	工業	200	60	住環境の保全及び 計画的なまちづくり	開発行為							
	77	草薙駅北地区	静岡市	H24.10.16	3.8	3.1	準工	200	60	準工	200	60	都市機能の更新 高度利用	街路事業 拠点整備							
	78	呉服町1-6 地区	静岡市	H25.12.3	0.5	0.4	商業	600	80	商業	600	80	賑わい防災性の向上 高度利用 都市景観形成	市街地再開発 (組合)							
	79	羽鳥大門町地区	静岡市	H26.7.1	8.3	8.3	準工	200	60	準工	200	60	事業所と低層住宅の 共存環境の形成及び 保全	住民発意							
80	中島地区	静岡市	H28.5.20	26.6	26.6	1住 2中高	200 200	60 60	1住 2中高	200 200	60 60	良好な住環境の 形成及び維持	住民発意								
志 大 広 域	81	サニーヒルズ 地区	藤枝市	H4.12.25 H19.5.17	3.6	3.6	住居	200	60	1低	100	60	民間宅地開発事業 地区の良好な住 環境の形成・保全	宅地開発事業 (民間)							
	82	青木地区	藤枝市	H5.12.22	35.7	35.7	商業 準工 住居	400 200 200	80 60 60	商業 近商 準工	400 200 300	80 80 80	土地区画整理地区の 魅力ある商業業務地 の形成と施設集積と 健全で調和のとれた 住宅地の形成	土地区画整理 事業(組合)							
	83	清里地区	藤枝市	H5.12.22 H16.10.1 H19.12.21	30.2	30.2	1専 住居	80 200	50 60	1低 2低 1住 2住	80 80 200 200	50 50 60 60	民間宅地開発事業 地区の良好な住 環境の形成・保全	宅地開発事業 (民間)							
	84	水守地区	藤枝市	H7.10.9	46.0	46.0	1住 2住 準工	200 200 200	60 60 60	2中高 2住 準住 近商 準工 1住	150 200 200 200 200 200	60 60 60 80 60 60	土地区画整理地区 の良好な生活環境 の育成	土地区画整理 事業(組合)							
	85	駅南地区	藤枝市	H9.3.31 H19.1.23 H25.2.6	77.2	4.1	2中高 2住 準住 近商 商業	200 200 300 300 400	60 60 60 80 80	2中高 2住 準住 近商 近商	200 200 200 300 400	60 60 60 80 80	土地区画整理地区 の商業・業務・レクリ エーション機能の強化	土地区画整理 事業(市)							

*注1 H:最高限度/L:最低限度
*注2 ●:建築条例に定められた項目/○:地区整備計画のみ
*注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載

地区施設				建築物等 *注1・*注2										土地利用 その他	建築条例 施行(施行予定) 年月日	建築協定 から移行し たもの	法第12条 の5第1項 地区	一木化し た窓口の 有無	届出・勧 告制度の 運用基準 の有無	地区計画 実施促進 措置	備考 *注3							
道路(本)	公園	緑地	その他の 公共空地	用途 地区 区分	容積率		建ぺい率		敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ										形跡	埋蔵					
					H(%)	L(%)	H(%)	L(m)	L(m)	(m)	H(m)	L(m)		(m)														
				● 3 (3)										○ 色彩 広告							H9.4.1		1号					
				● 3 (3)								○ 1.0 1.5	○ 10 12 15	○ 色彩 広告	○							H9.4.1		1号				生垣 補助 制度
				○ 3 (3)	○ 400~500	○ 200~300		○ 3000	○ 5.0 3.5	○ 14 12				○ 色彩 広告									1号					
											● 70											H17.6.30		1号				
											● 70											H17.6.30		1号				
				○ 1 (1)				100		○ 1.0 0.5	○ 10			○ 色彩 看板	○ 1.6							H18.4.1		1号				
				○ 2 (5)	○ 400 200					○ 2.0				○ 色彩 意匠 看板	○								1号					
				● 4 (4)	● 150			● 135		○ 1.0	● 10			○ 色彩 看板	○							H20.11.1		1号				
				● 2 (2)						● 住1.5 商0.5	● 9			○ 色彩 意匠 看板	○ 最高限度 1.6							H22.4.1		1号				
				● 1 (1)							● 12			○ 色彩 意匠 看板	○							H23.4.1		1号				
				● 1 (1)				● 165	○ 0.5 1.0	● 10					○ 最高限度 1.6							H23.4.1		1号				
				● 1 (1)				● 135		● 10				○ 色彩 看板	○ 最高限度 1.5							H23.11.1		1号				
				● 2 (2)	300 250	100	● 50	● 200	● 2.0					○ 色彩 広告	○							H24.10.16		1号				
			1	● 1 (2)	● 600	● 200	● 80	● 250	● 200	● 2.0 4.0 6.5 10.0	● 60			○ 色彩 意匠	○							H26.4.1		1号				
				● 1 (1)							● 12			○ 色彩 意匠	○							H26.11.1		1号				
10	1							● 165	● 0.5 1.0						○ 最高限度 1.6						H28.7.12		1号					
				● 1				● 165						○ 広告	○							H6.4.1 H19.7.3		1号		○		生垣 補助 制度
				● 5	● 一部200					● 1.0 1F部分	● 一部 13				○							H6.4.1		1号		○		生垣 補助 制度
				● 5				● 180	● 1.5 1.0	● 15				○ 色彩 広告	○							H6.4.1 H16.10.1 H19.12.21		1号		○		生垣 補助 制度
				● 3				● 165		● 13					○							H7.12.21		1号		○		生垣 補助 制度
			1	● 8 3 (地区整備計 画)	● 一部350 若しくは 400 もしくは 500 もしくは600	● 一部200 又は 300	● 一部80 又は 70	● 一部1,000	● 一部4.0 一部2.0					○ 一部 色彩 広告								H9.7.1 H19.7.3 H25.3.29		1号		○		

*注1 H: 最高限度/L: 最低限度
 *注2 ●: 建築条例に定められた項目/○: 地区整備計画のみ
 *注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載

都市計画 区域名	番号	地区名	市町村	計画決定 変更 年月日	面積(ha)		用途地域							地区計画のねらい	地区計画の助因	再開発等促進区						
					地区計画	地区 整備計画	従前	容積率	建ぺい率		従後	容積率	建ぺい率			面積(ha)	土地利用に 関する基本方針	誘導する建築物 の内容	道路幅員 (m)	公園・広場		
									1	2										公園	緑地	その他の 公共空地
志太 大域	86	南清里地区	藤枝市	H10.9.11 H19.5.17	2.3	2.3	2中高 1住 2住	150 200 200	60 60 60	2中高 1住 2住	150 200 200	60 60 60	民間住宅開発事業 地区の良好な居住 環境の形成	宅地開発事業 (民間)								
	87	横内・三輪地区	藤枝市	H12.10.10 H19.5.17 H21.1.1	22.4	22.4	市街化 調整 区域			準工 工専	200 200	60 60	恵まれた交通条件を 活かした工業地として 活用を図ると共に良 好な環境の形成	土地区画整理 事業(組合)								
	88	新藤岡台地区	藤枝市	H13.10.22 H19.5.17	4.3	4.3	1低層 1中高	60 100	40 50	1低層	80	50	良好な住環境を保 全する	宅地開発事業 (民間)								
	89	藤枝ビュー タウン地区	藤枝市	H13.10.22 H19.5.17	15.3	15.3	1低層	60	40	1低層	80	50	良好な住環境を保 全する	宅地開発事業 (民間)								
	90	緑の丘地区	藤枝市	H16.2.20 H19.5.17	5.2	5.2	1低層 市街化 調整 区域	80 200	50 60	1低層	80	50	緑と調和した良好な 住環境の保全	宅地開発事業 (民間)								
	91	岡部台団地 地区	藤枝市	S61.3.27 H7.10.9 H21.1.1	7.6	7.6	2専	200	60	1中高	100	60	宅地開発事業地区 の良好な居住環境 の維持増進	宅地開発事業 (民間)								
	92	内瀬戸 地区	藤枝市	H24.1.4	11.4	11.4	1住居	200	60	2住居	200	60	自動車の利便性を生 かした商業、サービス 施設と周辺の住宅地 と調和したまちづくり を行っていく	用途地域の見 直し								
	93	駅前一丁目8 街区	藤枝市	H25.3.13 H26.11.7	1.2	0.9	商業	400	80	商業	400	80	街なか居住を实する ために計画的な都市 型住宅の供給を实现 する	市街地再開 発事業								
	94	駅北二丁目 三丁目地区	焼津市	H7.10.9	1.3	1.3	1住 商業	200 400	60 80	近商 商業	200 400	80 80	健全な商業地として の育成と良好な環 境を維持し美しい街 を形成	用途地域の見 直し								
	95	会下ノ島石津 地区	焼津市	H13.10.23	42.3	42.3	2中高 準住 準工	150 200 200	60 60 60	2中高 準住 準工	150 200 200	60 60 60	臨海部の都市拠点 にふさわしい安全 で、快適な居住及び 就業空間を推進する	土地区画整理 事業(市)								
96	宗高中央地区	焼津市	H20.6.6 H21.1.1 H25.4.17	3.3	3.3	市街化 調整 区域	200	60	市街化 調整 区域	80	50	良好な住環境を形 成する	宅地開発事業 (民間)									
島田	97	中央第三地区	島田市	H5.6.25 H9.9.11 H22.8.11	21.2	21.2	2住 近商 近商 商業	200 200 300 400	60 80 80 80	2住 近商 近商 商業	200 300 300 400	60 80 80 80	土地区画整理地区の 魅力ある商業施設の 集積と健全で調和の とれた都市環境の形 成	土地区画整理 事業(市)								
	98	往還下地区	島田市	H14.5.2	41.0	41.0	1住 工業 工専 準工	200 200 200 200	60 60 60 60	1住 工業 工専 準工	150 200 200 200	60 60 60 60	健全な都市環境を 形成し、保持する	土地区画整理 事業(組合)								
	99	六合駅南地区	島田市	H16.2.10 H23.3.30	14.8	14.8	1低層 2低層	60 (80)	40 (40)	2中高	150	50	沿道の土地利用と 都市景観の形成	街路整備事業 用途地域の変 更								
榛南 大域	100	浜田地区	吉田町	H29.7.20	37.1	37.1	2中高 1住 2住	60 60 60	200 200 200	2中高 1住 2住 準住	60 60 60 60	200 200 200 200	沿道サービス地区 と良好な住環境の 調和した地区の形 成を図る	土地区画整理 事業(組合)								
	101	秋葉路地区	掛川市	H4.3.18 H7.8.1 H9.6.23	14.3	14.3	1専 住居	50 200	30 60	1低 2低 1住	80 50 200	50 60 60	民間宅地開発事業 地区の良好な住環 境の形成・保全	宅地開発事業 (民間)								
東広 遠域	102	長谷地区	掛川市	H4.7.14 H5.6.25 H7.8.1 H28.3.3	72.7	61.1	準工 工業 工専	200 200 200	60 60 60	2中高 1住 2住 工業	150 200 200 200	60 60 60 60	土地区画整理地区の 市役所等の公共施設 の整備を一体的整備 し、活気に満ちた市街 地形成	土地区画整理 事業(組合)								
	103	富部細谷地区	掛川市	H4.7.14 H5.6.25 H7.8.1	9.7	9.7	1専 住居	50 200	30 60	1中高 1住	100 200	50 60	生涯学習ゾーンとし て、関連する施設を適 切に配置し、良好環 境の形成・保全を図る	教育施設の 誘致								
	104	家代地区	掛川市	H6.1.7	32.5	32.5	1専	50	30	1低 1中高	80 150	50 60	土地区画整理地区 の良好な住居環 境の形成	土地区画整理 事業(組合)								
	105	城下町風 街づくり地区	掛川市	H6.6.22 H21.7.15	41.4	8.2	商業 近商	400 200	80 80	商業 近商	400 200	80 80	掛川駅北の土地区画 整理地区の城下町風 街づくりの推進及び健 全な都市景観の形成	土地区画整理 事業(市)								
	106	オレゴンビレッジ 地区	掛川市	H7.8.1	1.2	1.2	1専 住居	50 200	30 60	1低 1住 1中高	80 200 150	50 60 60	民間宅地開発によ る良好な住居環 境の形成	宅地開発事業 (民間)								
	107	鳥居町国道 沿道地区	掛川市	H7.8.1	5.3	5.3	住居	200	60	準工	200	60	沿道土地利用を固 りこれと調和した背 後地の住環境の保 護を行う	用途地域の見 直し								

*注1 H：最高限度、L：最低限度
*注2 ●：建築条例に定められた項目、○：地区整備計画のみ
*注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載

地区施設				建築物等 *注1・注2										土地利用 その他	建築条例 施行(施行予定) 年月日	建築協定 から移行し たもの	法第12条 の5第1項 地区	一本化し た窓口の 有無	届出・勧 告制度の 運用基準 の有無	地区計画 実施促進 措置	備考 *注3	
道路(本)	公園	広場	その他 の公共空地	用途 地区 種別	容積率		建ぺい率		敷地面積	建築面積	設置位置	高さ										形質制限
					H(%)	L(%)	H(%)	L(m)	L(m)	(m)	H(m)	L(m)		(m)								
				● 1				● 165		● 1.0	● 10 12 北側斜線 制限			○		H10.12.22 H19.7.3		1号		○	生垣 補助 制度	
				● 3				● 165		● 一部 3.0	● 北側斜線 制限			○		H12.12.21 H21.1.1		1号		○	生垣 補助 制度	
				● 1				● 165		● 1.0				○		H14.3.28 H19.7.3		1号		○	生垣 補助 制度	
				● 1				● 165		● 1.0				○		H14.3.28 H19.7.3		1号		○		
				● 1				● 170		● 1.0				○		H16.7.28 H19.7.3		1号		○		
21	2			● 3				● 165			● 10 北側 斜線			○		S61.6.30 H13.3.28 H19.6.25 H21.1.1		1号		○	生垣 補助 制度	
				● 1												H24.4.1		1号		○		
				● 2	● 400	● 200	● 80	● 200	● 2.0					○		緑化率 6%以上	H27.7.1		1号		○	
				●						● 1.0				○		H8.1.1		1号				
				● 7										○	0.6	H15.1.1		1号				
				○ 2	○ 80			○ 200		○ 1.0	○ 1.0			○	0.6				2号			
				○ 5						○ 1.0	○ 12 15			○	0.6			1号				まちなみ 景観形成 事業補助 生垣補助 制度
				○ 6	○ 150			○ 165		○ 1.0	○ 12 道路斜線			○	0.6			1号				生垣 補助 制度
				● 2				● 165			● 15			○	0.6	H17.5.5 H17.12.26 H23.3.30 H24.3.30		1号		○	生垣 補助 制度	
2	2			○ 4				○ 200						○				1号				生垣 補助 制度
				○ 2	○ 80			○ 175		○ 1.5 1.0	○ 軒7 10			○				1号				
				○ 8				○ 200 330		○ 1.0 10.0	○ 10 17			○				1号				
3				○ 3				○ 200		○ 1.0 1.5 5.0				○				1号				
4		2		○ 2				○ 200 230		○ 1.0 1.5	○ 15			○				1号				
			○	○ 2						● 1.0 3.0	○ 軒15			○				1号				城下町 風街並 みづくり 事業補助
				○ 1	○ 80			○ 210		○ 1.0 2.0	○ 軒 7 10			○				1号				
				○ 1							○ 12							1号				

*注1 H:最高限度/L:最低限度
 *注2 ●:建築条例に定められた項目/○:地区整備計画のみ
 *注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載

都市計画区域名	番号	地区名	市町村	計画決定 案 年 月 日	面積(ha)		用途地域						地区計画のねらい	地区計画の助因	再開発等促進区					
					地区計画	地区 整備計画	従前	容積率	建ぺい率		容積率	建ぺい率			誘導する建築物 の内容	道路幅員 (m)	公園・広場			
									1低	2中高							公園	緑地	その他の 公共空地	
東 遠 域	108	上屋敷西郷地区	掛川市	H8.1.5 H19.3.15	34.9	34.9	1低 1中高 1住	80 100 200	50 50 60	1低 1中高 1住	80 100 200	50 50 60	土地区画整理地区 の緑豊かな住宅地 の形成	土地区画整理 事業(組合)						
	109	洋望台地区	掛川市	H9.6.27 H20.2.8	16.7	16.7	1低 2住	50 200	30 60	1低 2住	80 200	50 60	土地区画整理地区 の良好な居住環境 の形成	土地区画整理 事業(組合)						
	110	西郷インター 周辺地区	掛川市	H10.6.8 H13.5.17	11.7	11.7	1低 1住 2住	60 200 200	40 60 60	2住	200	60	インター周辺の拠点 性を高めると共に沿道 商業と居住環境の調 和した良好な市街地 の形成	用途地域の変 更						
	111	大坂地区	掛川市	H11.11.2	19.1		無指定			1低 近商 1中高 2中高	60 200 100 150	40 80 50 60	町のコミュニティー ゾーンとしての賑わ い創出やゆとりある 住宅地の整備	用途地域の変 更						
	112	東名掛川C 周辺地区	掛川市	H12.8.9 H25.1.7 H30.3.28	61.8	61.8	1中高 2住 準工	150 200 200	60 60 60	1中高 1住 2住 準工	150 200 200 60	60 60 60 60	東名掛川インターチェ ンジの開設に伴う基 盤整備と、業務・商業 と住環境が調和した 市街地形成	土地区画整理 事業(組合)						
	113	宮脇第一地区	掛川市	H12.8.9	22.5	22.5	1低 1中高 2中高 1住 準住	50 150 150 200 200	30 60 60 60 60	1中高 2中高 1住 準住	150 150 200 200	60 60 60 60	医療福祉施設と住 環境が調和した良 好な市街地の形成	土地区画整理 事業(市)						
	114	中央二丁目地 区	掛川市	H28.3.3 H30.3.28	4.3	4.3	準工	200	60	準工	200	60	住宅や事業所が共 存している現在のく らゝ環境を維持し、 良好な市街地環境 の創出を図る	住民発意						
	115	下垂木地区	掛川市	H29.3.31	48.8	48.8	1低 1住	60 200	40 60	1低 1中高 1住 2住	80 150 200 200	50 60 60 60	市民の多様なニー ズに対応し、快適に 住み続けることがで きる住環境を形成 する。	土地区画整理 事業の見直し						
	116	菊川駅南地区	菊川市	H6.7.5 H10.9.14	13.2	13.2	1住 近商 商業	200 200 400	60 80 80	1住 近商 商業	200 200 400	60 80 80	土地区画整理地区の 魅力ある商業街づくり 及び周辺環境に調和 する良好な住環境の 形成	土地区画整理 事業(市)						
	117	平川地区	菊川市	H14.2.27	18.5	18.5	1低層 1住 2住 近商	100 200 200 200	50 60 60 80	1低層 1住 2住 近商	100 200 200 200	50 60 60 80	良好な町並み形成 や生活環境の保全	土地区画整理 事業(組合)						
118	潮海寺地区	菊川市	H16.7.1	48.1	48.1	1中高 1住	150 200	60 60	1中高 1住	150 200	60 60	魅力ある地域づくり と周辺環境に調和 する良好な住環境 の形成を図る	住民発意							
中 遠 域	119	神長地区	袋井市	H4.9.29 H7.2.1	22.5	22.5	1専 住居	80 200	50 60	1低 1住	100 200	50 60	土地区画整理地区 の良好な居住環境 を形成	土地区画整理 事業(組合)						
	120	上川原地区	袋井市	H7.2.1	13.3	13.3	1専 住居	60 200	40 60	1低 1低 1住	100 60 200	50 40 60	沿道地及び静かな住 宅地と調和のとれた ゆとりと潤いある良 好な住環境の保全と 形成	街路整備事業						
	121	堀越・久能地区	袋井市	H7.2.1	12.2	12.2	住居	200	60	1住	200	60	土地区画整理地区の 生活利便施設の立地 できる地区とすると共 に、周辺住宅と調和 のとれた沿道住居環 境の実現	土地区画整理 事業(組合)						
	122	久能地区	袋井市	H7.2.1	7.0	7.0	住居 近商	200 200	60 80	近商	200	80	生活利便施設の立地 できる地区とすると共 に、周辺住宅と調 和のとれた沿道商業 環境の実現	街路整備事業						
	123	堀越地区	袋井市	H7.2.1	16.2	16.2	1専 住居	100 200	50 60	1低 2中高 2住	100 150 200	50 50 60	沿道地及び住宅地の 調和のとれたゆとり と潤いのある良好な 居住環境の形成	土地区画整理 事業(組合)						
	124	新屋地区	袋井市	H7.2.1	1.0	1.0	1専	100	50	1住	200	60	土地区画整理地区の沿 道住宅地として生活 に必要な利便施設の立 地及びゆとりある沿 道住居環境の実現	土地区画整理 事業(組合)						
	125	月見里地区	袋井市	H8.1.5 H11.3.15 H27.3.10	44.3	44.3	無指定			近商 1住 1中高 2中高 1低	200 200 150 150 80	80 60 60 60 50	土地区画整理地区の 商業活性化による活 気あるまちづくりの 推進と良好な住環境 の形成	土地区画整理 事業(組合)						
	126	春岡地区	袋井市	H9.12.5	21.5	21.5	1専 2中高	60 150	40 60	1低 2中高	80 150	50 60	土地区画整理地区 の良好な住環境の 形成	土地区画整理 事業(組合)						
	127	上石野地区	袋井市	H12.3.21	38.9	38.9	1低 工業	50 200	30 60	1低 1中高 2中高 近商 近商 準工	80 150 150 200 300 300	50 60 60 80 80 60	市東部の拠点として ふさわしい市街地の 形成	土地区画整理 事業(組合)						
	128	称宜弥地区	袋井市	H12.3.21 H19.1.26	20	20	1低	50	30	1低 1中高 2中高 近商 準工 工業	80 150 150 300 200 200	50 50 50 80 60 60	市東部の拠点として ふさわしい市街地の 形成	土地区画整理 事業(組合)						

*注1 H:最高限度/L:最低限度
*注2 ●:建築条例に定められた項目○:地区整備計画のみ
*注3 旧再開発地区計画に係るものは(再)と記載